

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の  
変更に関する協議の概要

1 改正内容

児童相談所を設置する特別区において、措置費支払い事務を一元化処理するため、本規約を締結し共同して内部組織を設置している。

令和8年11月に杉並区が児童相談所を開設することに伴い、共同設置する自治体を追加するため、規約の一部を変更する。

2 新旧対照表

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（共同設置する特別区） 第1条 港区、文京区、品川区、世田谷区、<u>中野区</u>、<u>杉並区</u>、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区（以下「関係区」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。</p>	<p>（共同設置する特別区） 第1条 港区、文京区、品川区、世田谷区、<u>中野区</u>、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区（以下「関係区」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。</p>

附 則

この規約は、令和8年11月1日から施行する。